

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二中第二十三項を第二十四項とし、第二十二項の次に次のように加える。

<p>23 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において五日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、十五日）の範囲内の期間</p>
---	---

附則第四項中「第七条第一項第三号(8)」を「第七条第一項第三号(7)」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。